

死因究明拠点整備モデル事業公募要領

1. 総 則

本要領は、死因究明拠点整備モデル事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、死因究明拠点整備モデル事業（以下「本事業」という。）を実施する者を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、令和7年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行うものである。採択・執行に当たっては、国会での令和7年度予算成立が前提となるため、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得るものである。

2. 事業目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和6年7月5日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

3. 事業内容

（1）検案・解剖拠点モデル事業

地域における公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等を推進するための取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。なお、具体的には以下のような取組を想定しているが、詳細は地域の状況に応じ実施するものとする。

（取組の具体イメージ）

- ・都道府県警察、法医学教室、地元医師会等の地域における死因究明に取り組む関係者と連携・協力の上、都道府県知事部局等に死因究明拠点を設置する。
- ・上記関係者の協力を得ながら、検案医をリスト化するとともに、事業実施に必要な人材（解剖医等）や遺体搬送等の手段を予め確保の上、事業に協力可能な警察署単位で公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等を実施する。
- ・承諾解剖の実施方針を作成し、関係者に共有することにより、承諾解剖の必要な事例の明確化を図る。
- ・死因究明拠点を大学に置く場合であっても、都道府県知事部局が遺体搬送の在り方の検討や、遺体搬送業者の選定・契約を行う。

- ・遺族と検案医に対しアンケート調査を実施する。
- ・大学医学部と連携し、法医解剖に係る解剖見学を実施するなど、可能な範囲で医学教育との連携を図る。
- ・実施した解剖等の結果については、原則、厚生労働省が整備している解剖・死亡時画像診断全国データベースシステムへ登録し、データの蓄積を行う。
- ・本モデル事業後の財源確保策や収支均衡の方策を検討する。
- ・詳細フローは検案・解剖拠点モデル事業具体スキーム（別紙１）を参照されたい。

（２）薬毒物検査拠点モデル事業

薬毒物検査の充実・加速化を図るための取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。なお、具体的には以下のような取組を想定しているが、詳細は地域の状況に応じ実施するものとする。

（取組の具体イメージ）

- ・都道府県警察、検案医等の地域における薬毒物検査に取り組む関係者と連携・協力の上、大学法医学教室内に薬毒物検査拠点を設置し、事業に協力可能な検案医からの検査依頼を対象に薬毒物検査を実施する。
- ・検査実施にあたり、検案医は遺族に対し、本事業への協力や検査の同意を取得した上で、検体の採取や拠点へ検査依頼を行う（これらを警察が行わないこと。また、関係者との連携により同意の取得等を別の者が実施することも可能）。
- ・他大学との連携により検査可能な薬毒物の拡大やコスト削減を検討する。
- ・可能な範囲で、近隣県の検案医からの検査依頼にも対応するなど、広域的な薬毒物検査を実施する。
- ・特定の薬物・化合物については、可能な範囲で全国的な検査依頼の受け入れを行う。
- ・本モデル事業後の収支均衡のための適切な検査料金等を検討する。
- ・詳細フローは薬毒物検査拠点モデル事業具体スキーム（別紙２）を参照されたい。

４．事業の実施主体

本事業の実施主体は以下のとおりとする。なお、事業目的の達成に必要なときは事業を委託することができる。

- （１）検案・解剖拠点モデル事業・・・都道府県又は大学
- （２）薬毒物検査拠点モデル事業・・・大学

５．事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和８年３月３１日まで

６．補助額等

(1) 補助対象事業

「3. 事業内容」に記載の補助事業

(2) 補助対象経費

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行い、対象とする経費は本事業の実施に必要な経費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、旅費、諸謝金、消耗品費、雑役務費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、委託費（これら費用に関するもの））に限る。

(3) 補助額

(1) に要する経費の10/10。1件あたりの上限額は以下の通り。

① 検案・解剖拠点モデル事業

13,603 千円

② 薬毒物検査拠点モデル事業

9,539 千円

7 採択件数（予定）

(1) 検案・解剖拠点モデル事業

5 件

(2) 薬毒物検査拠点モデル事業

1 件

8. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「死因究明拠点整備モデル事業申込書」（様式1）とともに、企画書記載項目①～⑧について具体的に記載した「死因究明拠点整備モデル事業企画書（以下「企画書」という。）」（様式2）を作成し、以下の提出期間内に提出すること。

【企画書記載事項】

※ ⑥の記載にあたっては、公費以外を用いる場合には、別紙3の例を参考にできる限り具体的なスキームを検討すること。

① 具体的な事業内容及びそのスケジュール（2か年度以上、本事業の補助を受けた事業者が引き続き応募を行う場合は、少なくとも2か年度ごとに新しい取組

を追加する等、事業内容を充実・発展させたものにする。）

- ②事業スキーム図（事業内容を1枚のパワーポイント等で図や絵を交えながらまとめたもの）
- ③事業実施者の組織体制
- ④本事業の実施体制
- ⑤事業実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ⑥本事業の補助期間終了後の財源確保の方法等の見込みと、実現に向けた事業後5年間程度の計画表（本事業期間中に検討予定の場合はその旨を記載し、計画表の記載は不要。ただし、事業終了後に国に提出する報告書には計画表を記載すること。なお、過去に本事業の補助を受けた事業者は、計画表の記載は必須）
- ⑦（過去に本事業の補助を受けた事業者のみ）過去の取組の成果、過去の取組の課題に対する改善策及び事業終了後の継続的な体制構築に向けた具体的な行動について記載すること。
- ⑧事業予定経費の積算

（2）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

令和7年3月3日（月）～令和7年3月17日（月）

② 提出方法及び問い合わせ先

提出方法：③提出書類一式を下記メールアドレス宛に提出すること。提出後、1営業日以内に同メールアドレスより受領連絡がない場合は、死因究明等企画調査室調整係まで電話にて連絡すること。

（メールアドレス：shiinkyuumei@mhlw.go.jp）

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室調整係

TEL：03-5253-1111（内線4417）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分（正午～午後1時を除く）とする。

③ 提出書類及び部数

ア 死因究明拠点整備モデル事業応募申込書（様式1）

イ 死因究明拠点整備モデル事業企画書（様式2）

（3）応募条件

本事業の応募者は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- ①実施要綱の「4. 実施要件」を満たしていること。

- ②本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- ③本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- ④日本に拠点を有していること。
- ⑤厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

9. 応募者の評価

（１）評価の方法

事業実施者の採択については、厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室において、応募者が応募条件に該当しているか及び申請書等において、形式的な不備等がないかを確認し、問題がないと認められたものについては、医政局に設置する「死因究明拠点整備モデル事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その結果に基づき、事業を担えると認められる応募者を事業実施者として選定する。

（２）評価の手順

評価は以下の手順により実施する。

①形式評価

応募者について、応募条件への適合性について評価する。なお、応募の条件を満たしていないものについては、②以降の評価の対象から除外する。

②書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ヒアリング

必要に応じて応募者に対して電話等にてヒアリングを実施する。

④最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に事業実施者を選定する。

（３）評価の観点

- ①企画書の内容が「２．事業目的」に合致しており、かつ、「３．事業内容」の取組の具体イメージを踏まえた内容となっているか。
- ②事業を遂行するために必要な体制（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
- ③事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ④事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか（経験・能力・体制等）。
- ⑤実現可能な事業内容となっているか。

- ⑥事業目的達成のために、創意工夫のある内容となっているか。
- ⑦事業の実施スケジュールが明確となっているか。
- ⑧事業実施に当たって必要な関係者との協力関係が築かれていることが明確となっているか。
- ⑨本事業の補助期間終了後の財源確保の方法等について具体的、計画的なものになっているか（本事業期間中に検討予定として記載が無い場合は対象外）。
- ⑩「３．事業内容」において、「可能な範囲で」と記載されている取組が盛り込まれた内容となっているか。

（４）評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募者に対して通知する。なお、補助金については、事業実施者選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることになる。